

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公開番号】特開2016-40118(P2016-40118A)

【公開日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2016-018

【出願番号】特願2015-47405(P2015-47405)

【国際特許分類】

B 3 2 B	15/082	(2006.01)
B 3 2 B	27/20	(2006.01)
B 0 5 D	7/14	(2006.01)
B 0 5 D	7/24	(2006.01)
B 0 5 D	5/06	(2006.01)
C 0 9 D	127/12	(2006.01)
C 0 9 D	7/12	(2006.01)
C 0 9 D	127/16	(2006.01)
C 0 9 D	133/04	(2006.01)
C 0 9 D	5/00	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	15/082	B
B 3 2 B	27/20	Z
B 0 5 D	7/14	J
B 0 5 D	7/24	3 0 2 L
B 0 5 D	5/06	D
C 0 9 D	127/12	
C 0 9 D	7/12	
C 0 9 D	127/16	
C 0 9 D	133/04	
C 0 9 D	5/00	D

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非クロメート防錆処理が施された金属板と、前記金属板上に配置される上塗り塗膜とを有する、クロメートフリーの塗装金属板であって、

前記上塗り塗膜は、フッ素樹脂で構成され、

前記上塗り塗膜は、細孔を有する粒子である光沢調整剤および一次粒子である艶消し剤を含有し、

前記上塗り塗膜における前記光沢調整剤の含有量は、0.01~15体積%であり、

前記上塗り塗膜における前記艶消し剤の含有量は、0.01~15体積%であり、

前記光沢調整剤の個数平均粒径をR(μm)、前記上塗り塗膜の膜厚をT(μm)、前記光沢調整剤の個数基準の累積粒度分布における97.5%粒子径をD_{19.7.5}(μm)、前記艶消し剤の個数基準の累積粒度分布における97.5%粒子径をD_{29.7.5}(

μm)、前記光沢調整剤の個数粒度分布における上限粒径を R_u (μm)、としたときに、下記式を満足する、塗装金属板。

$$\begin{aligned} D_{1.97.5} / T &= 0.9 \\ R_u &= 1.2 T \\ R &= 1.0 \\ 0.5 D_{2.97.5} / T &= 7.0 \\ 3 T &= 40 \end{aligned}$$

【請求項 2】

前記 R_u は、前記 T 未満である、請求項 1 に記載の塗装金属板。

【請求項 3】

前記光沢調整剤は、シリカ粒子である、請求項 1 または請求項 2 に記載の塗装金属板。

【請求項 4】

前記金属板および前記上塗り塗膜の間に下塗り塗膜をさらに有する、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の塗装金属板。

【請求項 5】

前記下塗り塗膜および前記上塗り塗膜の間に中塗り塗膜をさらに有する、請求項 4 に記載の塗装金属板。

【請求項 6】

前記上塗り塗膜は、ポリフッ化ビニリデンとアクリル樹脂とからなる主成分としての樹脂成分によって構成されている、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の塗装金属板。

【請求項 7】

60°における光沢度が 0.1 ~ 1.5 である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の塗装金属板。

【請求項 8】

外装用塗装金属板である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の塗装金属板。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の塗装金属板で構成されている外装建材。